

## 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。  
この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の用途について、下記のとおり公表いたします。

<b>【歳入】</b>	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,461,818 千円
<b>【歳出】</b>	地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費	11,784,183 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	5,289,453	2,441,583	1,327,300	10	188,624	1,331,936
社会福祉	高齢者福祉事業	174,755	0	16,206	42,773	14,362	101,414
社会福祉	児童福祉事業	6,991,794	2,446,557	982,730	366,327	396,483	2,799,697
社会福祉	母子福祉事業	127,236	20,929	42,669	537	7,828	55,273
社会福祉	生活保護扶助事業	5,199,824	3,825,539	62,873	15,000	160,819	1,135,593
社会福祉	その他	364,358	0	44,362	1,727	39,481	278,788
社会保険	介護保険事業	1,921,449	70,440	35,220	0	225,247	1,590,542
社会保険	国民健康保険事業	1,311,890	146,833	525,723	0	79,309	560,025
社会保険	後期高齢者医療事業	2,020,544	0	321,948	0	210,709	1,487,887
社会保険	その他	172,330	656	5,824	3,034	20,197	142,619
保健衛生	親子すこやか事業	213,855	55,571	18,416	15	17,349	122,504
保健衛生	健康増進事業	54,812	0	17,825	0	4,588	32,399
保健衛生	がん検診事業	115,678	8	0	779	14,252	100,639
保健衛生	予防対策事業	342,528	766	1,029	0	42,268	298,465
保健衛生	診療所運営事業	78,957	0	0	50,748	3,499	24,710
保健衛生	その他	297,241	0	0	564	36,803	259,874
合計		24,676,704	9,008,882	3,402,125	481,514	1,461,818	10,322,365

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費